

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該の翌日が休日とする場合)

目 次

- ◇規則 知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則（県民室）
- ◇教委規則 鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則（総務課）
- ◇企業局管 組織規程（総務課）
- ◇病院局管 鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程（総務課）
- ◇地労委告 正（審査課）

公布された規則のあらまし

一個人に関する情報のうち、開示することが公益上必要であり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるものとして開示の対象と

規 則

知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 善 博

鳥取県規則第五十七号

知事が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

知事が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次のように改める。

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第九条第一号ホに規定する知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

- 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕証書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

する情報に、交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名を加える」ととした。〔新第五条第二項第二号関係〕

二 この規則は、平成十一年八月一日から施行し、同日以後に作成され、又は取得された公文書について適用することとした。

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この規則は、平成十一年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の知事が管理する公文書の公開に関する規則第五条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則（昭和六十三年八月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

2 条例第九条第一号ホに規定する教育委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十

条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この規則は、平成十一年八月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県教育委員会が管理する公文書の公開に関する規則第五条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。

企業局管理規程

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県企業局管理規程第二号

鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県企業管

理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

2 条例第九条第一号ホに規定する知事があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報

は、次のとおりとする。

一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県企業局財務規程（昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号）第十八条第五項に規定する支出回議書、同規程第六

月鳥取県会計規則（昭和三十九年三月十七条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書又はこれら

に添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書又はこれら

に添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他の職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この規程は、平成十一年八月一日から施行する。

2 この規程による改正後の鳥取県企業局が管理する公文書の公開に関する規程第五条第二項の規定は、この規程の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。

病院局管理規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県地方労働委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十一年七月二十七日

鳥取県営病院事業管理者 岡 本 範 道

鳥取県病院局管理規程第三号

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第九条第二号ホに規定する管理者があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県病院局財務課規程（平成七年三月鳥取県病院局管理規程第十二号）第七十二条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書又はこれに添付されている公文書に記載された、当該会

議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他の職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この規程は、平成十一年八月一日から施行する。

2 この規程による改正後の鳥取県営病院事業の管理者が管理する公文書の公開に関する規程第五条第二項の規定は、この規程の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。

鳥取県地方労働委員会会長 田 村 康 明

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第九条第一号ホに規定する地方労働委員会があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

- 1 一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名
- 2 二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

- 1 1 この告示は、平成十一年八月一日から施行する。
- 2 2 この告示による改正後の鳥取県地方労働委員会が管理する公文書の公開に関する規程第五条第二項の規定は、この告示の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書から適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。